

環廃産発第 1403135 号  
平成 26 年 3 月 13 日

各都道府県・各政令市廃棄物主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正に係る留意事項について（通知）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 3 号）の施行については、平成 26 年 3 月 13 日付け環廃産発第 1403134 号により大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から通知されたところであるが、届出様式の改正について、別添のとおり記入要領を取りまとめたため、PCB 廃棄物の保管事業者への指導及び助言を行う際の参考とされたい。